

## 公募型プロポーザル募集に関する質問に対する回答

公募案件名	京都市区役所・支所総合庁舎及び出張所照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業（その 1）
-------	---

NO.	該当箇所			質問事項	回答
	資料名	頁	項目		
1	募集要項	P2	2, (6)	「※1 契約においては、高所取付作業費～を加算する予定」との記載がありますが、本事業の工事費には当該作業費は含まず、一般的な工事費の積算を行うとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	募集要項	P2	2, (6)	提案範囲には高所取付作業が必要な照明は含まれないという認識で宜しいでしょうか。	高所取付作業が必要な照明が含まれます。一般的な工事費に追加すべき高所取付作業費の加算分は別途加算します。
3	募集要項	P3	2, (8), エ	「令和 4 年 2 月 2 8 日までに照明器具の取替を終了する」との記載がありますが、早期に供用を開始した場合、加点の対象となるのでしょうか。	加点の対象とはなりません。
4	募集要項	P4	6, (1), ウ	本事業における主たる事務所とは、どのような定義なのでしょう。	会社法に基づく会社以外の法人（一般社団法人、事業協同組合等）について、法人の根拠法で「本店」ではなく「主たる事務所」との表現が使われており、それらを指しています。 会社法に基づく株式会社等については、商業登記上の「本店」所在地で判断します。
5	募集要項	P4	6, (1), ウ	中小企業の定義として、中小企業基本法第 2 条第 1 項の記載がありますが、親会社の出資等に関わらず第 2 条第 1 項に該当すれば、本事業の中小企業として取り扱っていただけるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	募集要項	P4	6, (1), ウ	※中小企業基本法第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当するものをいう、との記載がありますが、法第 2 条第 1 項を確認すると以下の記載となっております。 (抜粋) 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人	お見込みのとおりです。

NO.	該当箇所			質問事項	回答
	資料名	頁	項目		
				<p>であつて～</p> <p>一方で、中小企業庁のホームページに記載のQAでは、以下の記載となっております。</p> <p>Q5: 中小企業基本法上の中小企業に該当するためには、資本金と従業員の両方の基準を満たす必要がありますか。</p> <p>A5: 両方の基準を満たす必要はありません。「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たせば、中小企業者に該当します。</p> <p>本事業での取り扱いについても、QAのとおりとの認識でよろしいでしょうか。</p>	
7	募集要項	P4	6, (2), エ	<p>機器調達役割として、「適切に使用できる機器を調達できるもの」との記載がありますが、本事業で施工役割の担う事業者でもよろしいでしょうか。</p>	<p>施工役割を担う事業者が機器調達役割を担うとしても問題ありません。</p>
8	募集要項 照明器具・工事仕様書	P5 P4	6, (2), オ 6, (4)	<p>技術者について</p> <p>募集要項_6 応募条件 (2) オには監理技術者を選任すると記載があります。</p> <p>一方、照明器具・工事仕様書_6 工事施工計画書 (4) には主任技術者又は監理技術者と記載がありますが、建設業法第 26 条に基づき適切な技術者を配置ということによろしいでしょうか。</p>	<p>建設業法第 26 条に準じ、主任技術者又は監理技術者を選任、配置ください。</p>
9	募集要項	P10	11, (2), ア	<p>様式 14 号及び 15 号に記載する提案書の書体・フォント等に規定はありますでしょうか。</p>	<p>フォントサイズは 10.5 ポイントとしてください。その他書体等についての規定はありません。</p>
10	募集要項	P11	11, (2), エ	<p>様式 14 号では、提案者を特定し得る表現は避けるとの記載がありますが、様式 13 号にはメーカー名は記載するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>様式 13 号にはメーカー名を記載してください。</p>
11	募集要項	P12	12, (2), ア	<p>ヒアリングが実施される場合は、ESCO 提案書に記載した内容の範囲内で、別に資料を準備してプレゼンしてもよろしいでしょうか。</p>	<p>ヒアリングを行う場合は、当初の提出期間に提出いただいた ESCO 事業提案書に基づいて実施します。</p>
12	募集要項	P14	15, (2), ア	<p>「15 事業実施に関する事項_(2) 本市と事業者との責任分担_ア 基本的な考え」に「提案が達成しないこと</p>	<p>事象が判明後、協議のうえ確定します。</p>

NO.	該当箇所			質問事項	回答
	資料名	頁	項目		
				による損失は、原則として、事業者が負担する」と記載があるが、達成しないことによる損失の確定は、どの時点をもって確定とするのか？	
13	照明器具・工事仕様書	P1	1, (7)	調光対応の器具は今回、どの種類で何台該当するのでしょうか。	事業提案では各器具に対して調光機能を考慮いただく必要はありませんので、調光機能無の器具を御選定ください。優先交渉権者による現地調査及び詳細設計により該当機器を確定することとしています。
14	照明器具・工事仕様書	P1	1, (7)	「既存器具が調光器を使用している場合は、調光対応とすること」と記載があるが、既設設備が位相制御にて調光を行っている場合、LED化に合わせてPWM方式に変更の必要があるが、その設置に関わるSWの交換費用及び配線費用は本事業費に含む提案とすると解釈で宜しかったでしょうか？ もしくは、別計上にて台数や環境に応じての、調査後のお見積りとなりますでしょうか？	事業提案では各器具に対して調光機能を考慮いただく必要はありません。優先交渉権者による現地調査及び詳細設計に基づき、協議のうえ必要な費用を別途加算します。
15	照明器具・工事仕様書	P1	1, (7)	既存器具が調光器を使用しているか、使用していないかについて、どのように判断すれば宜しいでしょうか。	事業提案では各器具に対して調光機能を考慮いただく必要はありません。優先交渉権者による現地調査及び詳細設計により該当機器を確定することとしています。
16	照明器具・工事仕様書	P1	2, (1), キ	今回工事において、防雨・防湿・防塵器具はどの種類で何台ありますか。	屋外照明等の防雨、また、防湿、防塵器具については、「その他」として、別途加算する対象となります。事業提案で評価する対象ではありません。
17	照明器具・工事仕様書	P2	2, (2)	同じフロアの中に、直管LED・ベースライトLEDが混在する提案は可能ですか。	本事業では、直管蛍光灯ランプを直管LEDランプに交換することは予定しておらず、直管蛍光灯器具は全てLED照明器具に器具ごと交換します。 混在する提案も可能ですが、原則、ベースライトLEDに統一してください。
18	照明器具・工事仕様書	P2	2, (3)	現状と同等の光束を有するLEDとありますが、既存光源と同等の光束値を確保した場合、現状よりも照度が上がることが想定されます。(既存照明とLED照明は	事業提案時は様式第13号のNo.10に相当する器具で御提案ください。実際に使用する器具については、優先交渉権者決定後に優先交渉権者と協議・調

NO.	該当箇所			質問事項	回答
	資料名	頁	項目		
				光束の定義、配光特性が異なる為) 同じ明るさを確保するという観点からいけば、保守率を考慮した維持照度が同等以上確保できる LED を選定するという認識でよろしいでしょうか。	整する予定です。
19	照明器具・工事仕様書	P3	3, (10)	アスベスト含有みなしとの記載がありますが、どの程度含有している可能性があるのでしょうか。万が一、施工段階で想定以上のアスベストが発見された場合は対応方法や費用負担等、別途協議いただけるのでしょうか？	レベル3 想定で御提案ください。想定以上のアスベストが発見された場合は、協議により対応を決定します。
20	照明器具・工事仕様書	P3	3, (15)	設置前後の照度測定を実施するのは、執務室のみという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	照明器具・工事仕様書	P4	9, (2)	動産総合保険について 照明器具・工事仕様書_9 その他 に動産総合保険に加入するとあります。 LED 照明の所有権は貴市になるかと思いますが、事業者で保険加入するということでしょうか。またその場合の保険加入期間をお示しく下さい。また、新価特約を付保する必要はありますか。	LED 照明の所有権は、完了検査後の引渡しまでは、事業者とします。また、当該記述を訂正します。「公募型プロポーザル募集に関する訂正事項」を御参照ください。
22	様式第9号			建設役割（現場代理人）と建設役割（監理技術者）の責任者は兼任させていただいてもよろしいでしょうか。	現場代理人と主任技術者及び監理技術者を兼任することは可能です。
23	様式第9号			各役割の責任者について、参加資格申請時に選任した責任者を、今後の他工事等の関係で事業採択後に同一資格を保有する別の責任者に変更することは可能でしょうか。	施工役割（現場代理人）と施工役割（主任技術者又は監理技術者）については、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）に準拠し、必要最小限で認めるものとします。 その他役割については協議によるものとします。
24	様式第13号		No. 3	ルーバー or グレアレスライトバーのどちらかの採用をすればクリアと考えて良いでしょうか。	ルーバー付き器具又はルーバー付き器具と同等のグレア抑制性能を有する照明器具を可とします。
25	様式第13号		No. 6 及び No. 7	No. 6、7 に D スタイルと記載がありますが、特定メーカーの分類表記方法と思われます。特定メーカーを指定するものですか。	不適切ですので当該記述を削除し、訂正します。「公募型プロポーザル募集に関する訂正事項」を御参照ください。

NO.	該当箇所			質問事項	回答
	資料名	頁	項目		
26	様式第 13 号		(注) 3	台数・金額を計上しなくても良いという事でしょうか。	非常用照明の電池別置タイプの取扱いについては、別途訂正事項により訂正します。「公募型プロポーザル募集に関する訂正事項」を御参照ください。
27	様式第 13 号			4000lm や 2000lm はライトバー単体の光束と理解して良いですか。	グレアセーブタイプ、ノングレアタイプのみ、ライトバー単体の光束と御理解ください。それ以外は器具を含めた光束とします。
28	様式第 16 号			事業算出表内、通常照明の台数と、照明器具現状調査票の数量が合いませんが、事業費算出表の数量で積算してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式第 16 号（事業費算出表）に記載の数量に基づいて積算してください。
29	様式第 17 号			「器具の消費電力」シートに関して、非常灯はどこに含めればいいでしょうか。	非常灯の消費電力を入力する箇所はありません。一般照明器具同等の消費電力として、消費電力を反映させることとしています。
30	審査要領			より省エネ効果が期待される人感センサー付きの照明などを提案した場合、加点対象となるのでしょうか。加点される場合は、評価基準のどの項目で評価されるのでしょうか。	人感センサー付き照明を追加して設置する予定はありませんので、加点対象とはなりません。
31	その他			各施設の器具数量と照明器具現状調査票との数量が合いません。また★注意事項によると、図面と現地は一致するものではないとの記載があるため、積算数量は事業費算出表とすることで問題ありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。様式第 16 号（事業費算出表）に記載の数量に基づいて積算してください。